

大船渡市中小企業情報メールマガジンのご案内

▷申込先 / 問い合わせ先＝新産業戦略室(☎内線229 / ㊚④4477)

市では、本市や国、県、産業支援機関などによる助成制度や販路開拓につながる商談会の情報などを掲載するメールマガジンを配信しています。中小企業の皆さんにとって役立つさまざまな情報を紹介しますので、ぜひ活用ください。

▷配信内容

- ・助成金や補助金の情報(設備投資、商品開発、研究開発など)
- ・販路開拓につながる商談会や展示会などの出展者募集情報
- ・産業支援機関などによるセミナーや相談会の開催情報

▷配信回数＝月2回(毎月10日、25日)

※配信日が祝休日の場合は、その翌日の配信となります。

※最新の情報については、不定期で臨時号を配信します。

▷配信申込方法

・ファクスによる申込

利用希望者の情報(①氏名およびふりがな、②企業名(団体名)、③業種、④役職、⑤メールアドレス、⑥電話番号)および大船渡市中小企業情報メールマガジンの配信を希望する旨を記入の上、新産業戦略室宛て送信してください。

・当市ホームページからの申込

トップページ>組織>行政機構図(部署一覧)>新産業戦略室>大船渡市中小企業情報メールマガジンにアクセスし、お問い合わせフォームより申し込みください。

第2期大船渡ビジネスアカデミー受講生を募集します

▷申込先 / 問い合わせ先＝大船渡商工会議所(☎②2141 / ㊚⑩1010 / Eメール＝ ofunato@chive.ocn.ne.jp)

大船渡ビジネスアカデミーは、地域経済の一翼を担う企業として、常に変化し続ける市場環境に適應するため、経営者や後継者などの皆さんが自社と自己の成長を目指す場として、昨年度に引き続き、第2期生を募集します。

アカデミーでは、地元学・戦略・マーケティング・財務などの経営に関する専門知識を学ぶほか、自社の経営基盤の強化や成長戦略を描くためのサポートを行います。

▷期日＝6月6日(水)～10月19日(金)【全6回】

※6月6日(水)午後1時から開講式を行います。

▷会場＝大船渡商工会議所

▷対象

- ・原則として、中長期的な経営計画の立案をお考えの中小企業の経営者・後継者
- ・幹部候補者が受講する場合は、事業主からの推薦が得られ、かつ、当該事業所の財務諸表のアカデミー内における開示など事業所からの協力が得られること

▷内容

- ・座学＝地元学、戦略、マーケティング、財務など

- ・実践＝経営方針・中期経営計画などの策定、グループワークを通じた参加者同士の相互啓発・連携など

▷講師＝有限責任監査法人トーマツほか

▷受講料＝無料

▷定員＝10人程度

▷申込方法＝申込書に必要事項を明記の上、直接持参するか、ファクス・Eメールでお申し込みください。

※申込書は、大船渡商工会議所、市役所本庁1階市民ホールに備え付けているほか、大船渡商工会議所のホームページからダウンロードできます。

▷申込締切日＝5月25日(金)

▷その他＝申し込み多数の場合は、書類選考を行います。



5月8日～17日は「自転車の安全利用推進期間」です

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

手軽な乗り物である自転車も自動車やバイクと同じ「車両」です。一時停止場所では、しっかり停止し、安全な速度で運転するなど、交通ルールを守りましょう。

また、普段から点検整備を行うなど、安全確保に努めましょう。

・推進重点

- ①自転車の交通ルールの遵守および歩行者などに配慮した安全利用の推進
- ②飲酒運転、二人乗り、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用などの危険な行為の禁止

・自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



スローガン「自転車は 車といっしょ 左側」

5月12日は民生委員の日です

▷問い合わせ先＝地域福祉課福祉推進係(☎内線182)

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、昨年、制度創設100周年を迎えました。民生委員の日になら、民生委員の活動について紹介します。

Q 民生委員・児童委員は
どういう人
ですか？



A 住民の立場に立ってまちの福祉を担うボランティアです。相談内容に応じて必要な支援を受けられる専門機関などにつなぎ、行政や社会福祉協議会、学校などの機関と連携して課題が解決できるようお手伝いします。厚生労働大臣から委嘱されており、本市では福祉推進員も兼ね、さまざまな活動を通して地域の安心を支えています。

Q 主任児童委員はどうい
う人ですか？

A 民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣から指名を受けて、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。市内では、地区ごとに2人が配置され、地域の民生委員・児童委員と連携しながら児童の健全育成活動に取り組んでいます。

Q 相談の内容を他人に知
られたくないのですが
…

A 守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密は他人に漏れることはありません。福祉に関することでお困りの場合は安心してご相談ください。

Q 地域の民生委員・児童
委員や主任児童委員が
誰かわからないのですが…

A 地域福祉課までお問い合わせください。お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員をお伝えします。

